

○防災科学技術研究所個人情報管理・開示等委員会規程

(平成 23 年 4 月 1 日 23 規程第 15 号)

改正 平成 27 年 4 月 1 日 27 規程第 9 号 平成 28 年 3 月 31 日 28 規程第 81 号

平成 29 年 8 月 24 日 29 規程第 29 号 令和 4 年 3 月 24 日 4 規程第 10 号

(目的)

第 1 条 この規程は、国立研究開発法人防災科学技術研究所の保有する個人情報の管理に関する規程(以下「管理規程」という。)第 9 条第 2 項及び国立研究開発法人防災科学技術研究所個人情報開示、訂正、及び利用停止規程(以下「開示規程」という。)第 3 条 2 項の規定に基づき、個人情報管理・開示等委員会(以下「委員会」という。)の運営について定めることを目的とする。

(審議事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 保有個人情報等の管理に係る重要事項の決定、連絡・調整等
- (2) 保有個人情報等の開示または不開示の決定に係る事項
- (3) 保有個人情報等の開示等決定に対する異義申し立てに係る事項

(構成)

第 3 条 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長は、統括保護管理者とし、会務を総理する。

3 委員は総務部長、総務課長、開示等の請求があった保有室等の保護管理者とする。

(開催)

第 4 条 委員会は、次の各号に掲げる場合に開催する。

- (1) 保有個人情報等の開示又は不開示を決定するにあたり必要があると認めるとき。
- (2) 研究所の行った開示等決定に対し、開示請求者から意義申し立てがあったとき。
- (3) その他、委員長が必要があると認めるとき。

(構成員以外の者の出席)

第 5 条 委員長が必要と認めるときは、委員会に構成員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(雑則)

第 7 条 前各条に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項については、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 4 月 1 日 27 規程第 9 号)

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 31 日 28 規程第 81 号)

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 8 月 24 日 29 規程第 29 号)

この規程は、平成 29 年 8 月 24 日から施行する。

附 則(令和 4 年 3 月 24 日 4 規程第 10 号)

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。